「悪質商法に気を付けて！」

最近、スマートフォンの広告や友達からの勧誘（お誘い）で、買ってみたところ騙されて困っている人が増えています。

＜悪質商法って何？＞

・アポイントメントセールス（家に訪問して商品を売る）
・キャッチセールス（歩いているときに勧誘して商売する）
・マルチ商法（会員紹介制の勧誘商売）　など

悪い方法で誘いながらお金を騙し取ろうとする人がいます！

たとえば

●友達と久しぶりに会ったら…

「株（投資）をやらない？30万円振り込んで 1年待つと 100万円もらえるよ」と誘われた。信じて30万円を振り込んだが、お金は戻って来なかった。

●家に遊びに来た友達から…

「なんでも作れる便利な鍋どう？買ってくれない？」と話された。本当はいらないけど…でも、昔からの友達だから断れず買ってしまった。

●インターネットで…

「水を飲むと肌がきれいになる！いまなら 1万円→千円に安くなる！」の広告を見つけて、注文。ところが、翌月も届いた。注文した覚えはないのに。しかも代金は 1万円になっていて困った。

・本当に必要か、買う（契約する）前にもう一度よく考えましょう。
・いらなかったら、はっきり「いりません」と言って断りましょう。
・友達からの誘いであっても、嫌だと思ったら断りましょう。

もし、断ることができず契約してしまった、もうやめたい、やめる方法が分からなくて困っている、など悩んでいることがありましたらご相談ください。

○生活・就労で分からないことや不安、悩みなどがある場合
埼玉聴覚障害者情報センター　聴覚障害者相談員
FAX：048－814－3355

○役所などに行く時に手話通訳者・要約筆記者派遣をお願いしたい場合
埼玉聴覚障害者情報センター　福祉支援部
FAX：048－814－3354

参考URL：https://www.caa.go.jp/about_us/about/caa_pamphlet/jp_009.html
悪質商法などから消費者を守る ｜ 消費者庁（caa.go.jp）｜2024年１月4日｜